

事業主の皆様へ

個人住民税は給与からの 特別徴収が義務付けられています！

従業員の退職等があった場合は、
必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。



従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合は、
一括徴収・納入をお願いします。

※ 6～12月の間に退職

従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※ 1～4月の間に退職

従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、

簡単・便利な **eLTAX** をぜひ御利用ください。

eLTAXの御利用方法はこちらから！



- 制度の概要について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0210/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html>

- お問い合わせ

従業員の方がお住まいの市町村までお問い合わせください。

